「一般質問傍聴者託児サービス」の流れ

①申し込み (電話·FAX·メール等) 保護者(利用希望者) お子様(満1歳以上の就学前幼児)



保護者手続きの流れ

利用希望日の7日前までに議会事務局までお申し込みください。

市議会

議会事務局 (市役所 3F)



お子様を託児室に お預け頂いた後、 本会議場の傍聴席 にて、議会を傍聴 してください。 託児室 (もみじホール 3F和室)



②受付 (託児利用申込書の記入)



③託児サービスの実施 (保護者は議会の傍聴へ)

保護者からの申し込みを受け、議会事務局にて「愛育会」へ託児依頼を行います。また、万が一の事故に備えて保険の加入手続きを行います。



愛育会 (市ボランティア団体)



申込内容等の確認